



定額減税説明会

受講料無料

令和6年度税制改正大綱では、源泉徴収されるべき所得税の額から本人及び配偶者を含めた扶養親族の1人につき所得税3万円の定額減税の内容が決定され、令和6年6月1日以後最初に受ける給与等から実施を予定しています。このため、定額減税の基本的な仕組みを説明するため下記日程等にて説明会を開催します。

内容 定額減税の基本的な仕組み

定員 各回先着60名

とき

令和6年 4月26日(金)

《開催時間》 5月10日(金)

各回とも 5月17日(金)

10:00~11:30 5月21日(火)

○参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきます。

なお、定員に達した時点で予約の受付を終了させていただきます。

※定員に達し次第締切とさせていただきます、お断りの方にはその旨ご連絡いたします。

また、法案否決の場合、中止の可能性があります。

講師 東京上野税務署 担当者

ところ 朝日信用金庫西町ビル7階
(台東区東上野1-2-1)

○ご来場には公共交通機関をご利用ください。

申込

お申込はFAXまたはホームページから！

(公社)上野法人会 FAX 5818-1141

公益社団法人 **上野法人会**

〒110-0015 台東区東上野1-2-1朝日信用金庫西町ビル5階
TEL 5818-1151 FAX 5818-1141

〈ホームページ〉

<https://www.uenohoujin.or.jp>

定額減税説明会
申込用フォーム



定額減税説明会 受講申込書

※参加希望日を
○でお囲み下さい

4月26日(金)

5月10日(金)

5月17日(金)

5月21日(火)

法人名	
住所	
参加者名	
携帯電話 (当日連絡の取れる番号)	

○定員に達し次第締切りとさせていただきます、お断りの方にはその旨ご連絡いたします。

○当日参加される際にこの用紙を受付にご提出下さい。



◆差し支えなければご記入をお願いします。(チェックをつけてください)

上野法人会会員

非会員

■お申込いただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会の事業活動のためにのみ利用させていただきます。

<令和6年春号>